

本検討会における 検討事項について

厚生労働省医薬食品局総務課

本検討会における検討事項と今後の議論の進め方

1. 本検討会における検討事項

①健康情報拠点薬局(仮称)の定義について

○定義については、以下の点を踏まえ検討が必要と考えられる。

- ・かかりつけ薬局・薬剤師に求められている役割
- ・日本再興戦略の中で薬局・薬剤師に求められている役割
- ・地域包括ケアシステムにおいて薬局・薬剤師に求められている役割

②健康情報拠点薬局(仮称)の基準について

○基準については、以下の点を踏まえ検討が必要と考えられる。

- ・平成26年度薬局薬剤師を活用した健康情報拠点事業の好事例
- ・薬局における健康情報提供状況等に関する実態
- ・地域包括ケアへの薬局の参画状況等に関する実態

③健康情報拠点薬局(仮称)の公表の仕組みについて

○公表の仕組みについては、以下の点を踏まえ検討が必要と考えられる。

- ・薬局機能情報提供制度といった既存の枠組みを利用した公表の仕組み

④健康情報拠点薬局(仮称)の名称について

○名称については、①～③までの検討事項を踏まえた上で国民にわかりやすい名称の検討が必要と考えられる。

⑤その他

2. 今後の進め方

上記の検討すべき課題について、4、5回程度会議を開催し、夏ごろまでに取りまとめることとする。